

ードは届いていますか？』



11月2日より、マイナンバー通知カードが各家庭に発送され、既に配達は完了していますが、
『まだ手元に届いていない』方は、以下のことが考えられますので、今一度ご確認ください。

すでに配達は完了しています！もしお手元に無い場合は・・・

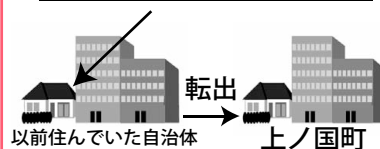
他の家族が受け取っていませんか？



配達されているけれど、本人が気付いていない場合があります。
配達は世帯主宛に全員分届きますので、誰が受け取ったか確認しましょう。

本町に転入届を出していない

住所が変更されていない・・・



通知カードは住民登録されている住所へ送付されますので、そちらの市町村へお問い合わせください。

郵便局に転居の届出をしていない



他の市町村から本町へ移り住んだ際は、郵便局に転居の届出をしていないと郵便物は配達されません。
通知カードは世帯主に家族分が送付されますのでご注意ください。

他の郵便物にまぎれていませんか？



通知カードは、白い封筒の書留で送付されています。他の郵便物に紛れて、捨ててしまわないようご注意ください。

転居・転送サービスを利用していませんか？



長期外出などの際に、転送サービスを利用されていた場合、現住所で郵便配達を再開するためには、改めて郵便局に転居の届出をする必要があります。

受け取れなかった通知カードはどうなってしまうのか？

本町の通知カードの郵送は12月1日現在で既にほぼ完了しています。

不在連絡票等の受け取り日数を超過してしまい、受け取れなかった場合などは、役場で3ヶ月間保管されていますので、住民課戸籍保険グループまでお問い合わせのうえ、保管されているカードを窓口にてお受け取り下さい。

自分のマイナンバー通知カードを無くしてしまった場合

通知カードを受け取ったけれど無くしてしまったという方は、住民課窓口で手続きすることで、再発行できます。(有料)

なお、再発行には時間を要する場合があります。